

「台湾友好祭 in 菊池地域2027」イベント事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

世界最大の半導体受託製造企業である TSMC の管内進出により、台湾をはじめとする国内外からの菊池地域への移住者や来訪者が増えており、今後も増加していく見込みである。

そこで、菊池地域の住民と台湾をはじめとする国内外からの菊池地域への移住者・来訪者を対象に、双方の文化・魅力を相互に発信し、交流できるイベントを開催することで、異なる文化の相互理解の促進に繋げる。また、菊池地域の観光資源や食・文化の魅力を PR することで、菊池地域における人流の活性化を促し、更なる地域振興へと結びつける。

2 委託する業務

- (1) 事業名 「台湾友好祭 in 菊池地域2027」イベント事業業務委託
- (2) 実施主体 菊池地域観光推進協議会
- (3) 主な業務内容 別添「「台湾友好祭 in 菊池地域2027」イベント事業業務委託基本仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和9年（2027年）3月8日（月）まで
- (5) 委託契約上限額 2,100千円（消費税及び地方消費税額を含む。）
本業務の実施に当たっては、出展者から出展料の徴収を見込んでおり、委託料及び出展料総額の合計を事業収入とする。詳細は基本仕様書「4（4）出展料の徴収」を確認すること。
※本上限額は、提案にあたっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

3 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

- (1) 熊本県内に本店、支店または営業所があること。
- (2) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、業務委託契約等入札参加資格者名簿に記載された者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。
 - ウ 協議会構成自治体（県及び4市町）による指名停止処分の期間中である者。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

4 プロポーザルに係る実施スケジュール

内容	日程・期限
(1) 公募開始	令和8年10月13日(火)
(2) 参加表明書提出期限	令和8年10月20日(火) 17時00分 必着
(3) 質問書の提出期限	令和8年10月22日(木) 17時00分 必着
(4) 質問書の回答期限	令和8年10月27日(火)
(5) 企画提案書提出期限	令和8年11月 2日(月) 17時00分 必着
(6) プロポーザル審査会	令和8年11月 6日(金) ※詳細は別途通知
(7) 選定結果通知	令和8年11月 9日(月) 予定

5 募集方法

本要領及び必要書類等を熊本県ホームページに掲載する。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加申請する者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類
参加表明書(様式1)
- (2) 提出部数
1部
- (3) 提出方法
本実施要領の末尾に記載する担当あてに、電子メールにより提出すること。
- (4) 提出期限
令和8年(2026年)10月20日(火) 17時00分 必着

7 質問書の提出

参加申請に関して疑義がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。ただし、質問事項は参加表明書、企画提案書等の記載方法及び基本仕様書の内容等に関するものに限る。

(1) 提出方法

質問書（様式自由）に必要事項を記入のうえ、本実施要領の末尾に記載するメールアドレスあてに電子メールにより提出すること。なお、電話又は口頭のみでの質問は一切受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年（2026年）10月22日（木）17時00分 必着

(3) 質問への回答

質問書に対する回答は、電子メールで行う。なお、受け付けた質問内容及び回答は、必要に応じて、質問者名等を伏せて熊本県のホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

8 企画提案書の提出

本実施要領及び別添基本仕様書等を踏まえて、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ・参加申込書（様式2）
- ・企画提案書（A4版、カラー印刷、両面印刷可）
- ・委託業務実施スケジュール（様式自由）
- ・見積書及び見積明細（様式自由）

※ 自社仕様で可。見積明細については、別添基本仕様書「4 業務内容」に定める項目ごとに内訳を記載すること。但し、提案内容に応じて業務項目の追加を認める。

- ・事業者の取組に関する申出書（様式3）※該当がある場合のみ
- ・その他添付書類

(2) 提出部数

7部

(3) 提出方法

本実施要領の末尾に記載する担当あてに持参又は郵送により提出するとともに、電子メールにより提出すること。

(4) 提出期限

令和8年（2026年）11月2日（月）17時00分 必着

(5) 注意事項

- ・担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記入すること。
- ・期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。
- ・原則として、提出後における提出書類の返却、差し替え及び再提出は認めない。

9 受託者の選定方法

(1) 選定方法

審査会において提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、審査会による結果を考慮のうえ、契約候補者を決定する。

(2) 審査基準

審査基準は以下のとおり。審査会において別表1の審査項目に基づき評価し、その合計を評価点とする。また、別表2に定める加点基準に該当する場合は、加点（審査員ごとではなく該当する提案者ごとに加点）を行う。

各審査員の評価点の合計と加点項目を合算した点数を総合評価点とし、これが最も高い提案者を契約候補者とする。ただし、採用基準点を60点とし、総合評価点の平均（総合評価点を審査員数で除した点数）が採用基準点に満たない場合は、採用しない。

また、総合評価点が同点となった場合、「イ 企画提案について（60点）」の高い者を契約候補者とし、それもまた同点の場合、審査員の協議によって決定する。

別表１：審査基準

項 目	内 容	配 点
ア 目的理解 (10点)	・イベントの趣旨目的に合致した提案となっているか。	10
イ 企画提案 (60点)	・菊池地域の住民と移住者が互いの文化や地域性について知り、交流を深められる提案内容となっているか。	10
	・飲食・物販ブースの多くの出展が見込めるか。また、店舗の選定は、バランスを考慮した提案となっているか。	20
	・基本仕様書４（７）に記載の多くの来場者を促すための企画は効果が見込める提案となっているか。	20
	・来場者が周遊しやすいレイアウトであり、雨天時の対応も十分に考慮されているか。	10
ウ 業務遂行 能力 (15点)	・知識や経験、根拠等に基づいた提案能力があり、企画提案及びプレゼンテーションの内容に説得力があるか。	10
	・同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な知識・経験・ノウハウを有しているか。	5
エ 実施体制 (10点)	・実効性があり、かつスピード感を持った事業スケジュールが提案されているか。	5
	・事業スケジュールのとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	5
オ 経費 (5点)	・見積の内訳が具体的かつ適切に設定されており、本事業の遂行に見合った積算金額となっているか。	5
評 価 点		100

別表２：加点基準（※様式３にて事務局で確認）

項 目	内 容	配 点
カ 働く環境の整備	・熊本県ブライツ企業の認定を受けているか。	1
キ 多様な人材の活躍	・障害者就労施設等の製品等の調達実績（当該年度又は前年度）、または、協力雇用主登録制度の登録はあるか。	1
ク 環境配慮	・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証（参加）等、または 森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。	1
ケ 事業者による地域経済の振興	・熊本県渋滞対策パートナー登録制度の登録はあるか。	1

コ その他の持続可能な社会の実現	・熊本県 SDGs 登録制度に登録しているか。または、パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。	1
評 価 点		5

※ただし、加点は満点（100点）に達するまでとする。

(3) プロポーザル審査の実施

・実施日

令和8年（2026年）11月6日（金）

・実施方法

提出された企画提案書を使用し、提案内容のプレゼン及び質疑応答により行う。

※ 詳細な日時、場所及び実施方法については、別途通知する。

(4) 審査結果の通知

契約候補者選定後、提案書記載のアドレスあてに選定又は非選定の結果をメールにて通知する。

10 契約

契約候補者として選定された者と協議会との協議により契約を締結する。ただし、協議が整わない場合、あるいは契約候補者が辞退した場合等は、審査会において次点とされた提案者と協議のうえ、契約を締結する。

11 関係書類

関係様式等は、次の熊本県ホームページから入手すること。

URL <https://www.pref.kumamoto.jp/site/kenhoku/281879.html>

12 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書等は、契約候補者の選定以外には使用しない。また、提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (2) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (3) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (4) 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (5) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、契約候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結以降、委託者に帰属するものとする。また、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (6) 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。
 - ・関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - ・関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ・関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - ・その他、協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

- (8) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (9) 参加者が1社のみであった場合でも、本公募型プロポーザルでの選定は実施する。
- (10) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、速やかに参加辞退届（様式自由）を提出すること。

13 問合せ先

〒861-1331 熊本県菊池市隈府 1272-10

菊池地域観光推進協議会事務局（熊本県県北広域本部振興課） 担当：武宮・藤本

TEL：0968-25-4121

E-Mail：hokusoushinkou26@pref.kumamoto.lg.jp